

第10期 大学共同利用機関改革に関する作業部会における  
主な調査審議事項(案)

○「大学共同利用機関として備えるべき要件」及び「ガイドライン」について

- ・「大学共同利用機関として備えるべき要件」の具体的な内容について
- ・「大学共同利用機関として備えるべき要件」について法令等において定めることについて
- ・「大学共同利用機関が備えるべき要件」を踏まえ、検証の観点、参照すべき指標等を示した「ガイドライン」の具体的な内容について

○大学共同利用機関の検証に関することについて

- ・大学共同利用機関等における自己検証の実施について
- ・審議会における検証の実施と検証結果の反映について

○「連合体」組織の在り方について

- ・4大学共同利用機関法人及び国立大学法人総合研究大学院大学で構成する「連合体」組織の具体的な管理体制や業務内容等について(5法人における検討状況を確認しつつ実施)

など

※必要に応じて審議事項の変更・追加を行いながら審議を進める

## 「大学共同利用機関の検証」に係る検討課題について

項目	「審議のまとめ」における記述	検討課題例
I 大学共同利用機関等における自己検証の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>検証の観点、参照すべき指標等</u>を示した「ガイドライン」に基づき、<u>各大学共同利用機関及び各大学共同利用機関法人において、海外の研究機関に属する研究者からの意見を聴き、自己検証を行う。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイドラインで定める検証の観点、参照すべき指標等</li> <li>○海外の研究機関に属する研究者に対する意見聴取の進め方</li> <li>○提出書類の記載内容等</li> </ul>
II 審議会における検証の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己検証の結果を踏まえ、科学技術・学術審議会において、同審議会に置かれる関係の分科会、部会における審議等を踏まえつつ、検証を実施する。</li> <li>○ 学術研究の特性を踏まえつつ、各大学共同利用機関の<u>研究成果や将来性等を専門的かつ客観的に評価することができる研究者を含む有識者で構成することが適当である</u></li> <li>○ 大学共同利用機関等における<u>関係データの収集、書類の作成等に係る負担の軽減にも配慮することが必要である。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審議会における審査体制</li> <li>○分野や機能等に応じた評価方法の在り方</li> <li>○法人評価など他の制度における評価関係データ等の取扱い</li> <li>○検証結果の示し方</li> </ul>
III 検証結果の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文部科学大臣が行う<u>組織及び業務の全般にわたる検討の内容に反映する。</u></li> <li>○ <u>大学共同利用機関法人の意見を聴いた上で、中期目標の策定や法令改正等の必要な措置を講じる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「組織業務の見直しに関する視点」や「組織業務の見直し案」への反映方法</li> <li>○大学共同利用機関法人への意見聴取の進め方</li> <li>○中期目標の策定や法令改正等の進め方</li> </ul>

## 連合体の検討の進捗状況の確認について

事項	「審議のまとめ」における記述	確認事項例
I 構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4大学共同利用機関法人で構成する「連合体」を創設し、厳しい財政状況の下、大規模学術プロジェクトをはじめとする共同利用・共同研究の取組を安定的かつ継続的に推進していくために求められる運営の効率化や異分野融合の推進等による研究力の強化を図ることが適当である。</li> <li>○ 大学共同利用機関の特色を生かした大学院教育の充実を図るため、この「連合体」には総合研究大学院大学を加えることが適当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構成法人についての考え方</li> </ul>
II 法人制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 例えば、一般社団法人の枠組みを活用して構築することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適用する法人制度の比較検討</li> <li>○ 理事会など管理機関の構成</li> <li>○ 大学連携推進法人制度との関係</li> <li>○ 設立までの手続き</li> </ul>
III 業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運営の効率化に向けた取組 各大学共同利用機関法人が、これまで各々で蓄積してきた技術・経験・ノウハウを持ち寄り、共同で取り組むことで効率化が見込まれる業務(中略)を実施する。</li> <li>② 研究力の強化に向けた取組 研究連携促進のための基本方針を策定の上、異分野融合による研究領域の拡大と新分野の創成に向けた研究プロジェクトを実施する。また、大学共同利用機関の国際化を促進するため、海外リエゾンオフィスや外国人研究者の相談窓口を共同して設置する等の取組を実施する。さらに、ポストドクターのキャリアパス支援等、若手研究者の育成に取り組む。</li> <li>③ 大学院教育の充実に向けた取組 総合研究大学院大学における大学院教育に関して、基盤機関である大学共同利用機関が有する海外の研究機関とのネットワークを生かして、国際共同学位プログラムを策定するとともに、留学生のリクルート等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「共同業務」の選別の状況</li> <li>○ 「研究連携基本方針」の検討状況</li> <li>○ 国際化促進の検討状況</li> <li>○ 国際共同学位プログラムの策定状況</li> <li>○ 業務運営面の課題</li> </ul>
IV 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「連合体」が担う役割と各法人が担う役割との関係がいたずらに複雑になり、「屋上屋を架す」ようなことにならないよう、「連合体」に付与する実質的な権限を明確化するなど、慎重に設計することが重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「連合体」に付与する実質的権限の明確化の在り方</li> <li>○ 「連合体」のPDCAの進め方</li> </ul>
V 財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「連合体」の管理経費については、各法人が一定額を拠出するとともに、各事業に係る経費については、当該事業への関与の度合いに応じて拠出するものとするのが適当である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人ごとの拠出割合・拠出額の考え方</li> <li>○ 業務に応じた収入・支出規模の検討</li> </ul>